

特別教室の移転について

教育委員会が作成した、「国立市学校施設整備基本方針」によれば、特別教室棟は2021(平成33)年度末が目標使用年数の終期となっています。それを受け、特別教室をどのように整備するかといったことを学校と市教委で協議し、大まかな方針が市から示されたので保護者の皆様にお知らせします。

なお、整備内容の詳細は教育委員会が主体となり検討することになりますが、PTAの意見を踏まえながら学校としても教育委員会と協議を行い、意見を伝えながら取り組む予定です。また、保護者の皆様への情報提供も随時行います。

1. 方針

特別教室の機能を本校舎棟の余裕教室等へ機能移転します。また、移転に際して、機能向上や収納スペース等の確保が必要となることから、特別教室及び影響を受ける教室の設備・備品の再整備を行います。

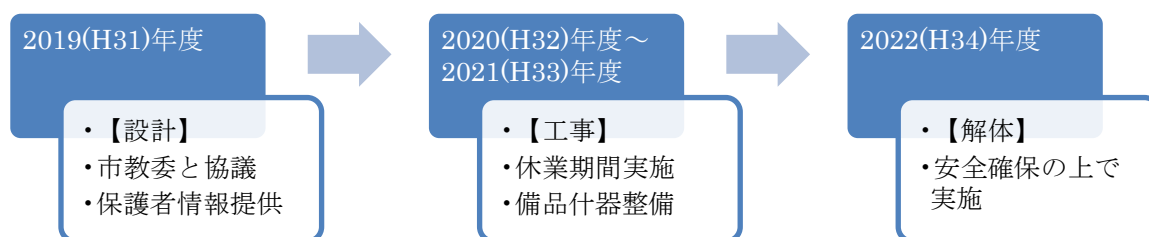
表 1 主な移転機能

移転前	移転後
調理室・被服室	家庭科室（1部屋に統合：1.5教室分程度を想定）
木工室・金工室	技術室（1部屋に統合：1.5教室分程度を想定）
第一美術室・第二美術室	美術室（1部屋に統合：2教室分程度を想定）
第一図書室・第二図書室	図書室（1部屋に統合：2教室分程度を想定）
普通教室・少人数教室	現状のまま（教室数）
第一・二音楽室	音楽室（1部屋に統合：2教室分程度を想定）
会議室・視聴覚室	4部屋→1部屋に統合（視聴覚室と兼用の会議室）
第一・二理科室	第二理科室を4階に移転

2. 想定スケジュール

設計前の段階から工事完了まで教育委員会と協議・検討を十分に行いながら、事業を進めます。また、保護者に情報提供を行い、PTAなどの意見も随時聞き取ったうえで教育委員会との協議を行います。工事期間中はもとより解体などを含め、生徒の安全を最優先にすることを前提とするとともに、工事により移転する特別教室に加え普通教室も含めた、学習・生活環境が向上するように協議を行います。

表 2 今後のスケジュール



3. 本方針となった理由

本校舎等の目標使用年が 2030(平成 42)年度末となっているため、それまでの間、いわゆるプレハブで仮設校舎として特別教室棟を建設することも検討しましたが、建築基準法上、本設の校舎として建設しなければならないことが分かり、費用面のデメリットに加え、新たに建てた特別教室棟が本校舎棟などの学校全体の建て替え時の配置上の自由度の大きな低下が预期されることが大きな理由です。

4. 留意して取り組みを進める事項

この取り組みにより、将来、学校全体の建て替えをする際の校舎配置が良好な状態にできるとともに、本工事後においても、本校舎の各部屋の設備更新が可能になる利点がある一方で、学校全体としては床面積が減少するなどのデメリットもあるため、設計や工事にあたっては下記の事項に留意したうえで、生徒の学習・生活環境が向上する視点で検討を行います。

- 金工・木工室を技術室に統合するなど、特別教室の機能整理を行うため、効果的な設備や工事の検討
- 移転する特別教室の面積が 2 割程度減少する可能性のある部屋もあるため、学習指導上への配慮
- 全体として生徒一人当たりの床面積が削減することによる、収納場所の確保のための普通教室や校舎内の環境の改善
- 特別教室棟へつなぐ廊下の新たな活用法の検討
- 将来の全面建て替えにも活用できる備品や設備の更新
- 長期休業期間を活用した工事や解体などの検討
- 生徒や教員の負担にならない引っ越しの実施
- 解体や工事における安全の確保